

3 大型店等に対する適正な規制・指導を強化すること。

〔 具体的な要望事項 〕

1 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1)地域コミュニティを担う商店街の活性化を支援するため、地域商店街活性化法による支援を拡充すること。
- (2)少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応し商店街等が行うハード・ソフトにわたる各種の取組みに対して支援する「中小商業活力向上事業」を拡充すること。
- (3)商店街の空き店舗対策を拡充するとともに、共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を創設すること。
- (4)商店街等が公共性の高い共同施設（アーケード等）の保守・修繕費用に対する助成制度を創設するとともに、設置に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。

2 中心市街地の活性化に対する支援の拡充

- (1)中心市街地の活性化を支援するため、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充すること。
- (2)都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させるなど、業種・業態の適正配置を促進すること。

3 大型店等に対する適正な指導・規制の強化

- (1)大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正な対処をするため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (2)大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
- (3)CO₂の削減、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。

2 中小流通業・サービス業振興対策の強化

1 中小卸売業振興法（仮称）の制定をはじめ、中小流通業対策を強化すること。

2 中小サービス業や中小観光関連産業の支援を強化すること。

〔 具体的な要望事項 〕

1 中小流通業対策の強化

- (1)中小卸売業振興法（仮称）を制定し、抜本的な中小卸売業対策を講じること。
- (2)卸団地内の組合員の業態変化等に積極的に対応するため、流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
- (3)市街地や商店街等の駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講じること。
- (4)中小運輸業の健全で安定した経営実現のため、燃料

に係る税率の見直しを行うとともに、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

2 中小サービス業対策の強化

- (1)中小サービス業、生活衛生関係サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した中小サービス業対策の強化等を図ること。
- (2)国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを支援するため、中小観光関連産業に対して、積極的な支援策を講じること。
- (3)少子高齢化やまちづくりなどの社会的課題を解決するためのコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに対して、積極的な支援策を講じること。

Ⅱ - 4. 税制

1 中小企業に新たな成長を促す税制支援の強化

1 中小企業の新たな成長力を促進する税制支援を強化すること。

2 中小企業及び組合の経営基盤強化を図る税制措置を維持・強化すること。

3 税制等の抜本改革は、中小企業の意見を十分に取り入れて検討すること。

〔 具体的な要望事項 〕

1 中小企業の新たな成長力を促進する税制支援の強化

- (1)中小法人の軽減税率を11%に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。
- (2)法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に合わせて、資本金3億円以下とすること。
- (3)中小企業等基盤強化税制（経営革新計画、教育訓練、情報基盤、中小卸小売サービス業等）の適用期限を延長すること。
- (4)起業・創業及び中小企業の雇用を促すインセンティブ減税を行うこと。
- (5)中小企業の研究開発促進税制を強化すること。
- (6)エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を大幅に強化し、その適用期限を延長すること。
- (7)企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産に係る特別償却措置を2年間延長すること。
- (8)中小企業が事業再生を図る場合の不動産所得税の軽減措置等の税制軽減措置の適用期限を延長すること。

2 組合の経営基盤を強化する税制支援の強化

- (1)中小企業組合（企業組合、協業組合含む。）の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。
- (2)中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）の適用期限を延長すること。
- (3)事業協同組合等の留保所得の特別控除（商工組合等の留保所得の特別控除）の適用期限を延長すること。
- (4)産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置を整備すること。
- (5)創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向け